



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 OKK株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮島 義嗣
(コード番号：6205、東証第1部)
問合せ先 取締役上席執行役員 道岡 幸二
管 理 本 部 長
(TEL. 072-771-1159)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 4 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 158 回定時株主総会で承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議しております。

これに伴い、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 監査等委員会および監査等委員に関する規定を新設するとともに監査役会および監査役に関する規定の削除を行うものであります。
- (2) 経営における迅速で的確な意思決定を目的として、取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数の上限を 12 名以内から 10 名以内に変更するものであります。
- (3) 取締役会は、法令に定める範囲内において、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨、規定の新設を行うものであります。
- (4) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨、規定の新設を行うものであります。
- (5) 上記条数の新設、変更および削除にともなう条数の変更、現行規定内容を明確にすることその他の所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日(火曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 28 日(火曜日)

以 上

【別紙】 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(3) <u>会計監査人</u>
(4) <u>会計監査人</u>	
第5条～第19条 (条文省略)	第5条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員 数)	(員 数)
第20条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。	第20条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u> は、 <u>10</u> 名以内とする。
(新設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第21条 取締役は、株主総会において選任する。	第21条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において選任する。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(任 期)	(任 期)
第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する <u>最終の事業年度</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。	第22条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	<u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	<u>4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(取締役会の招集手続)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略) (新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会には取締役の過半数が出席し、その決議は出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項について議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記</p>	<p style="text-align: center;">(取締役会の招集手続)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>前二項のほか、取締役会において定める取締役会規程により、他の取締役が議長となることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(業務執行の委任)</p> <p>第26条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 <u>当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役会議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項について議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名</p>

現 行 定 款	変 更 案
名押印する。	押印または電子署名する。
第28条、第29条（条文省略）	第30条、第31条（現行どおり）
<p>（取締役の報酬等）</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>（取締役の報酬等）</p> <p>第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議をもって定める。</p>
第31条（条文省略）	第33条（現行どおり）
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
<p>（員 数）</p> <p>第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	(削除)
<p>（選任方法）</p> <p>第33条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	(削除)
<p>2 <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>3 <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	(削除)
<p>4 <u>前項の補欠監査役を選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p>（任 期）</p> <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役) 第35条 <u>監査役会</u>は、その決議をもって常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p> <p>(監査役会の招集手続) 第36条 <u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査役会</u>は、<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第37条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(監査役会議事録) 第38条 <u>監査役会</u>の議事は、その経過の要領および結果ならびにその <u>他法令に定める事項について議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(監査役会規程) 第39条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第40条 <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任限定契約) 第41条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第34条 <u>監査等委員会</u>は、その決議をもって常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第35条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員会</u>は、<u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法) 第36条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数</u>が出席し、<u>その過半数</u>をもって行う。</p> <p>(監査等委員会議事録) 第37条 <u>監査等委員会</u>の議事は、その経過の要領および結果ならびにその <u>他法令に定める事項について議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規程) 第38条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p>

以 上